

## 下北地区統合校教育内容等情報交換会実施要項

## 1 趣旨

青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校（以下「関係校」という。）の統合による下北地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に当たり、令和7年度に設置する開設準備委員会における検討を更に充実させるため、下北地区統合校教育内容等情報交換会（以下「情報交換会」という。）を開催する。

## 2 内容

情報交換会は、統合校の教育内容に関する事項等について情報交換するとともに、意見をまとめ、開設準備委員会へ提出する。

## 3 構成員

情報交換会は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が依頼する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 関係校の校長の職にある者
- (2) 関係校のPTA、同窓会、後援会等から各校の校長が推薦した者
- (3) むつ市教育委員会教育長の職にある者
- (4) 地域の学校教育関係者として学識経験を有する者
- (5) むつ市の産業界関係者のうち同市に所在する経済団体の長が推薦した者
- (6) 下北地方中学校長会のうち同会の長が推薦した者

## 4 進行役

議事進行を行う進行役は、構成員のうちから、教育長が指名する。

## 5 情報交換会

- (1) 情報交換会は、教育長が招集する。
- (2) 情報交換会は、令和7（2025）年3月31日までに3回程度開催する。
- (3) 構成員が、事故その他やむを得ない理由により情報交換会に出席できないときは、あらかじめ教育長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- (4) 情報交換会は公開とする。なお、傍聴については、青森県教育委員会会議傍聴規則（平成13年12月青森県教育委員会規則第13号）の例による。

## 6 謝金等

- (1) 構成員及び代理人には、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年9月青森県条例第39号）第6条の規定に基づく審議会委員の日額報酬額に準じ、報償費（日額9,800円）を支給する。
- (2) 構成員及び代理人には、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）及び青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程（昭和43年8月青森県教育委員会訓令甲第10号）により、旅費を支給する。

7 庶務

情報交換会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、情報交換会の開催及び運営に関し必要な事項は、別に定める。